

広島県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、三次市選挙管理委員会から報告があつた。

令和六年二月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設		変更 事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
長田多目的研修施設	三次市三良坂町長田893番地 5	名称	長田多目的集会所
		所在地	三次市三良坂町長田893番 地 4